

現行	見直し後（案）
<p>下記 ①、② のいずれかを満たし、かつ ③ を満たすもの</p> <p>眼底写真の添付を要す（更新時は提出不要）</p> <p>① 定型的悪性高血圧（下記①～④のすべてを満たすもの）</p> <p>① 治療前の拡張期血圧が常に 130mmHg 以上</p> <p>② 眼底所見は KW（Kieth-Wagener）IV度で、乳頭浮腫及び網膜出血を示す</p> <p>③ 腎機能障害をきたし、腎不全（血清クレアチニン 5.0 mg/dl 以上）に至ったもの</p> <p>④ 全身症状の急激な悪化を示し、特に脳症状（運動失調、知覚障害、頭痛、めまい、悪心など）や心症状（呼吸困難、胸痛、不整脈など）を伴うもの</p> <p>② 非定型的悪性高血圧（下記①～③のいずれか1項目を満たすもの）</p> <p>① 拡張期血圧が 120mmHg 以上、130mmHg 未満で、上記 ① の②、③、④のすべてを満たすもの</p> <p>② KW Ⅲ度の高血圧性網膜症（眼底写真添付）で、上記 ① の①、③、④のすべてを満たすもの</p> <p>③ 腎機能障害（血清クレアチニン 3.0 mg/dl 以上）はあるが腎不全には至らないもので、上記 ① の①、②、④のすべてを満たすもの</p> <p>③ 8週間以上の強力な降圧治療後も下記①～③のすべてを満たすもの</p> <p>① 拡張期血圧が 100mmHg 以上</p> <p>② KW Ⅲ度の高血圧性網膜症で軟性白斑又は網膜出血を示すもの</p> <p>③ 腎機能障害（血清クレアチニン 3.0 mg/dl 以上）を示すもの</p> <p>【認定期間及び更新時基準】</p> <p>認定基準は原則として1年とする。ただし、強力な降圧治療を続けているにもかかわらず上記 ③ を満たす場合は更新を認める。</p>	<p>（診断基準）</p> <p>下記 ①又は② のいずれかを満たすもの。</p> <p>なお、新規申請時のみ、眼底写真の添付を要す。</p> <p>① 定型的悪性高血圧（下記①～④のすべてを満たすもの）</p> <p>① 治療前の拡張期血圧が常に 130mmHg 以上</p> <p>② 眼底所見は KW（Kieth-Wagener）IV度で、乳頭浮腫及び網膜出血を示す</p> <p>③ 腎機能障害をきたし、腎不全（血清クレアチニン 5.0 mg/dl 以上）に至ったもの</p> <p>④ 全身症状の急激な悪化を示し、特に脳症状（運動失調、知覚障害、頭痛、めまい、悪心など）や心症状（呼吸困難、胸痛、不整脈など）を伴うもの</p> <p>② 非定型的悪性高血圧（下記①～③のいずれか1項目を満たすもの）</p> <p>① 拡張期血圧が 120mmHg 以上、130mmHg 未満で、上記 ① の②、③、④のすべてを満たすもの</p> <p>② KW Ⅲ度の高血圧性網膜症（眼底写真添付）で、上記 ① の①、③、④のすべてを満たすもの</p> <p>③ 腎機能障害（血清クレアチニン 3.0 mg/dl 以上）はあるが腎不全には至らないもので、上記 ① の①、②、④のすべてを満たすもの</p> <p>（重症度分類等）</p> <p>悪性高血圧と診断されたもので、降圧薬による継続的な治療を要するものを重症例として対象とする。</p> <p>※ 病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、認定基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えない（ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限る。）。</p> <p>※ 治療開始後における重症度分類については、認定基準上に特段の規定がない場合には、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、直近6か月間で最も悪い状態を記載する。</p>